

居宅介護支援事業者の指定等について

居宅介護支援事業者については、介護保険法第 4 6 条第 1 項及び第 5 8 条第 1 項において市町村が指定すると規定されています。

次の事業所については運営法人から指定申請があり、新たに指定をしたものです。

〔新規〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定年月日	備考
1	ケアプランセンター 実籾パークサイドテラス	習志野市 実籾本郷 23-8	社会福祉法人 福祉楽団	居宅介護支援	令和 8 年 4 月 1 日	

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に 6 年間の期限が設けられております。下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

〔更新〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定更新年月日	備考
1	津田沼中央総合病院	習志野市 谷津 1-9-17	医療法人 社団 愛友会	居宅介護支援	令和 8 年 4 月 1 日	
2	セイワ習志野ケアプランセンター	習志野市 秋津 3-5-3	社会福祉法人 清和園	居宅介護支援	令和 8 年 4 月 1 日	
3	ならしの地域福祉事業所 ケアプランぬくもり	習志野市 大久保 2-1-17 丸山ビル 101	労働者協同組合労働協センター事業団	居宅介護支援	令和 8 年 5 月 1 日	
4	オンリーケアプラン	習志野市 香澄 6-15-18	パタカカランド株式会社	居宅介護支援	令和 8 年 5 月 1 日	